

令和2年1月14日

首都圏青年ユニオン連合会 御中

鹿児島市山下町12番17号
コーナージュフェイス小田301号
堂免法律事務所

TEL 099-225-4700

FAX 099-227-1050

医療法人くろえクリニック代理人
弁護士 堂 免 修
同

弁護士 久 留 倫 太 郎



回 答 書 3

前略 医療法人くろえクリニック（以下「通知法人」または「本件クリニック」といいます）の代理人として、貴連合会からの令和2年1月7日付の「団体交渉開催の申入れ」に対し、以下のとおり、ご回答致します。

1 団体交渉の開催について

通知法人と致しましても、XXXXXXXXXXが団体交渉の開催をご希望とのことですので、これに応じることも吝かではございませんが、上記書面記載の日時における開催は全く不可能ですので、この旨ご回答致します。

当職らにおいて上記書面を本年1月7日に受領致しましたが、開催の候補日が僅か1週間後の「1月14日（火）～1月17日（金）のいずれかの日」という貴連合会の設定は、常識的にも到底受け入れられるものではございません（さらに言えば、当方からの回答日についても「1月12日まで」という「日曜・祝日」に設定されておられる点も、甚だ疑問です）。

団体交渉の開催日を決定するにあっては、通知法人においても当職らにおいても、当然に他の業務との調整が不可欠であるばかりでなく、通知法人理事長及び当職らの日程調整も必要ですので、相応のご配慮を頂きますようお願い致します（付言致しますと、裁判所における手続におきましても、日程調整には1か月～2か月程度の幅を持たせた調整が行われるのが通常です）。

なお、通知法人理事長におきましては、2月までの予定が既に詰まっておりますので、鋭意善処致しますが、双方の日程調整が困難な場合には、3月以降の開催も

視野に入れて頂けますと幸いです。

2 開催場所について

■■■■は、現在自身がお住まいの大分市での開催をご希望とのことですが、通知法人と致しましては、同所での開催には応じかねますのでご了承ください。

団体交渉の場は、従前から申し上げておりますとおり、本件当事者において最も関連性の存する、本件クリニック所在地である鹿児島市で行うことを希望致します。また、現実的に申しましても、団体交渉には、当方側からは少なくとも通知法人理事長及び代理人両名の出席が必須と思料致しておりますところ、通知法人理事長及び当職らの日程を調整しなければならない関係上、鹿児島市以外での開催は困難であると思われまます。

なお、鹿児島市で開催する場合、会場につきましては、当方においてご用意させて頂きます（参加人数につきましては、会場の規模に従って、当方より指定させて頂くこともございますので、その際はご了承ください）。

草々